

## 公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年3月30日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成26年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

基金の管理と運用について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
71	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>7. 久留米市国際交流基金</p> <p>7意見</p> <p>第一に、本基金が設置された時期と異なり、低金利の時代にあつては基金の存在意義が問われる状況となっており、本基金を今後どのように活用していくのか、中長期的な展望を持つ必要があると考える。</p>	意見	<p>今後も国際交流事業の推進に資するという基金の目的にかなった運用を原則とし、運用益の事業費への充当はもとより、都度、市の決算等の状況を勘案しながら、積み立て・取り崩しの判断を行っていきます。</p>
71	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>7. 久留米市国際交流基金</p> <p>7意見</p> <p>第二に、本基金による国際交流事業を実施する久留米観光コンベンション国際交流協会においては、観光、コンベンション、国際交流の3つの事業を実施しているが、本基金による補助金は国際交流事業のみに適切に活用されなければならない。</p> <p>本基金が一般会計から繰り出されて積み立てられたことを勘案すれば、その財源は市民の血税といっても過言ではなく、公益財団法人として積極的に情報開示を行う必要がある。それにより、市民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。</p>	意見	<p>久留米観光コンベンション国際交流協会において、国際交流基金の設置目的に対して適切に活用されたかどうかについては、年数回の理事会、及び評議委員会で事業報告が行われるとともに、予算、決算で審議が行われており、基金の目的に適した事業の財源に充てられる限り、適切なチェック機能が働くこととなっています。また、適切な事業の財源に充てられているかどうかについては、毎年の予算編成時、及び補助金交付申請に所管課である、観光・国際課で確認を行っています。</p> <p>また、理事会等の資料はホームページで全て公開するとともに、市民からの情報開示についても、規定第14号「協会の管理する情報の公開に関する規定」により、原則として個人情報に当たるものを除き、全て開示することとしています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
148	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>24. 久留米競輪基金</p> <p>8意見</p> <p>競輪基金は、平成9年4月設立当初は施設改善を目的とした「久留米競輪場施設改善基金」であった。</p> <p>しかし、平成3年をピークに競輪業界の売上は低迷し、事業撤退する施行者も出現した。</p> <p>この競輪事業の不測の事態等に対応できるよう、久留米競輪の運営に要する経費に充てるため、平成17年4月に名称を「久留米競輪基金」に改称し、あわせて設置目的を久留米競輪の運営に要する経費に充てるためとした。</p> <p>その後、施設の老朽化等に対応するため平成24年に「久留米競輪施設等改善基金」が新設された。</p> <p>現在は目的に応じた以下の2基金を設立し、管理している。</p> <p>「久留米競輪基金」: 久留米競輪の運営に要する経費に充てる「久留米競輪場施設等改善基金」: 久留米競輪場の施設等改善に要する経費に充てる基金の透明性を保ちながら、今後、確保すべき基金の適正額について、検討・研究していくことが求められる。</p>	意見	<p>久留米競輪基金は久留米競輪の運営に要する経費に充てるため平成9年に設置された基金です。</p> <p>現在、他場の状況等も勘案しながら、基金適正額を研究しております。</p> <p>今後も、久留米競輪事業の不測の事態等に十分対応できるよう、基金積立を継続していく予定です。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
191	協働推進部	安全安心推進課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>29. 久留米市暴力追放推進基金</p> <p>6意見</p> <p>久留米市における暴追活動については、早期に暴力団が存在していた背景から、任意の団体である協議会有り、昭和47年6月25日「暴力団追放都市宣言」を行い、平成18年12月21日基金条例を、平成22年6月29日に久留米市暴力団排除条例、同9月30日に久留米市暴力団排除条例施行規則を定め、現在に至っている。したがって、市民の要望から協議会なるものが先にでき、また市の補助金交付要綱なども平成19年7月5日に作成されていて、条例・施行規則ができる前に協議会が中心となって暴追運動を実施している。</p> <p>基金は、暴力団事務所撤去に係る民事訴訟等について、弁護士等からの見積りに基づく原告団からの申請を受け、協議会内で審査・支援決定し、さらに協議会から市への申請を経て、協議会への補助金として運用される。基金を活用した支援を行っていた指定暴力団旧本部事務所撤去訴訟は、平成20年8月25日に始まり、平成25年7月26日に終結を迎えたが、その間の費用14,513千円中、市が負担したのは約9百万円である。(訴訟支援事業執行状況表参照)</p> <p>地域住民が立ち上がり、訴訟を提起するなどの暴追運動がなければ当該基金の活用はないが、暴力団事務所が依然として存在している限り、随時訴訟に対応できるように体制を協議会内で充実することが肝要かと思われる。その意味で、前記のとおり協議会の組織体制の検討と各関係機関・団体間での密接な情報交換が望まれる。</p>	意見	<p>協議会は、警察や行政をはじめ、弁護士や各関係機関、職域団体、地域住民組織など、多くの構成員で組織されており、県や県暴追センターとも連携しながら、定例会議だけでなく、暴力団情勢の変化に応じた緊急会議等において情報交換等を行っています。加えて、訴訟支援にあたっては原告団や弁護士等と連絡会議を随時開催し、密に連携を図りながら支援を行ったところです。現状で、訴訟支援に対する組織体制は一定整っていると考えますが、刻々と変化する暴力団情勢を見ながら、対応が遅れないよう必要な見直しは随時行い、組織の充実を図ってまいります。</p> <p>【参考：市暴追協関連の定例会議等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会 ・幹事会(2回/年) ・校区暴追協連絡会(2回/年)</li> <li>・市民総決起大会(2回/年)</li> </ul>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
213	商工観光労働部	新産業創出支援課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>33. 久留米市産業技術振興基金</p> <p>6結論及び意見</p> <p>基金自体の充当・実情報告の見直しが必要だと思われる。</p> <p>基金は、久留米リサーチパークへの補助金財源として充当されるので、5個別的監査内容(3)に記載しているように市民によりわかりやすくその充当などを明らかにすべきではないかと思う。そもそも研究開発型の基金は、中長期的視点での計画が困難であるが、久留米市が補助しなければならぬ家賃補助についても平成27年3月を限り廃止となるので、効率的な基金の運用が期待される。また、久留米リサーチパークへの補助金を通じた事業の見直しなどについては産学官により構成された有識者会議などを通じて慎重に検討する必要があると思われる。</p> <p>基金は、今後年間21百万円の補助金支出予算で10年間、取り崩していく。そのため、久留米市だけではなく福岡県と一緒に他機関の成功事例を参考に、事業からのリターンを得られるような仕組みが必要だと考えられる。その意味でも、バイオベンチャーの「ポナック」は新薬の開発により将来東京証券取引所への上場を目指す旨の報道があったので期待できる一つの事例となろう。(平成27年1月4日西日本新聞掲載)</p>	意見	<p>久留米リサーチパークの情報発信については、ホームページのリニューアルをはじめ、様々媒体を活用し、幅広い方々への情報発信を目指し、平成26年度に見直しを行ったところであり、その中で、基金が、久留米リサーチパークへの補助金財源として充当されていることについても、明らかにしていきたい。</p> <p>また、事業の見直しについても、産学官金により構成される「久留米市新産業振興連絡会」において事業内容を検討しており、今後も各機関と連携して、効果的な事業実施に努めていきます。</p> <p>基金事業の収益化についてですが、基金が有限であるため、収益力の強化による自立化が必要な反面、産業支援機関として、裾野の広いサービス提供も求められているところです。このような状況を踏まえ、受益者から適切な負担を求めるなどの見直しにより収益強化に努めていきたい。</p>